

日本国環境省およびタイ王国工業省 産業廃棄物の管理に関する協力覚書

日本国環境省及び、タイ王国工業省（以下、「両者」と称する）は、タイ王国における産業廃棄物問題および、環境問題の改善に寄与するべく、産業廃棄物管理システム分野における協力体制推進のための本協力覚書（以下、「本覚書」と称する）を締結する。

- 1 . 両者は、2015年5月26日にタイ王国の閣議にて承認された産業廃棄物管理計画 B.E.2558-2562 (A.D. 2015-2019) (以下「本計画」と称する) の実施に寄与するために、情報および経験を交換する。
- 2 . 両者は本計画に則り、産業廃棄物の輸送、ならびに中継輸送ステーションに関する実施規準の整備において協力する。
- 3 . 両者は、本計画に則った産業廃棄物リサイクルのためのガイドラインの整備において協力する。
- 4 . 本覚書は、日本国、および、タイ王国の法令・規則に準拠するものとする。
- 5 . 本覚書の内容は、両者相互による書面上の合意がなされた際にのみ、修正されるものとする。本覚書の解釈ならびに実施に関するいかなる問題も、協議を通じて友好的に解決されるものとする。
- 6 . 本覚書の内容は、法的拘束力を生じるものではなく、また、なんらの法的権利、もしくは、法的義務を生じるものではない。

2016年3月11日、日本国 東京にて、英語による本覚書の複写、二部に署名を行う。

日本国環境省
環境事務次官
関 荘一郎

タイ王国工業省
工業事務次官
アーシット・ウティカロ